平成３０年（フ）第１９４６号
東京都江戸川区船堀７丁目10―18　リバーハイツＡ302
債務者　鶴田　正文
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４７号
東京都八王子市平岡町18―８
債務者　星野裕美子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４８号
東京都北区王子５丁目８―１―303
債務者　榎田　良浩
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５２号
東京都世田谷区駒沢４丁目19―13―504
債務者　小林　高美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５５号
東京都葛飾区西水元６丁目16―２―305
債務者　遠藤　将之
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５８号
東京都大田区東馬込２丁目５―８―202
債務者　阿出川正也
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９６８号
東京都多摩市和田1261―５―402
債務者　菅原　佑圭
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９６９号
東京都江東区北砂６丁目27―５―307
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１号
沖縄県うるま市字宮里262番地15　やすらぎアパート102
債務者　前濱　松司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４０号
沖縄県宜野湾市赤道２丁目15番11―202号　コーポひまわり
債務者　橘　　和輝
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第２６号
栃木県小山市粟宮２丁目１番10号　コーポエム203号室
債務者　篠崎　道明
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２７号
栃木県小山市粟宮２丁目１番10号　コーポエム203号室
債務者　篠崎　明美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２２１号
東京都稲城市矢野口973番地ラフィーネ・稲城201
債務者　阿部美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４４６号
横浜市鶴見区下末吉６丁目４番11号　落合アパート　２Ｆ
債務者　日野森洋子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４６号
横浜市中区千歳町１番地５　ライオンズマンション関内第５・408号室
債務者　早坂　　力
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部